

宮城県福祉サービス第三者評価基準の改訂方針について（案）

1 内容

宮城県の福祉サービス第三者評価においては、厚生労働省の評価基準ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づき、各福祉サービスについて、県の「評価基準」及び「判断基準・着眼点」を策定し実施している。

ガイドラインは、厚生労働省が各都道府県の指針として定めているものであるが、今般、保育所、障害者・児福祉、高齢者福祉の3分野におけるガイドラインの一部改訂が通知されたことから、県の評価基準について所要の改訂を行うもの。

2 県の評価基準の改訂方針

今般のガイドラインの一部改訂にあたっては、各福祉サービスの効果的な評価が実施されるよう、ガイドライン本来の趣旨が変わらないように配慮して所要の見直しが行われたものであり、従来から県の評価基準はガイドラインに沿って定めてきたことから、今回もガイドラインの内容に沿った改訂を行うこととしたい。なお、評価機関に対する研修等の準備期間を確保するため、令和2年度中に改訂し、令和3年度から施行することとしたい。

3 改訂対象評価基準

- 保育所版
- 障害者・児施設版
- 高齢者福祉サービス版
 - ・特別養護老人ホーム版
 - ・養護老人ホーム・軽費老人ホーム版
 - ・高齢者通所介護版
 - ・高齢者訪問介護版

4 改訂スケジュール（予定）

- ① 令和2年12月24日 第2回委員会開催
- ② 令和3年1月 改訂・通知発出
- ③ 令和3年2月 評価調査者継続研修（改訂基準の内容を反映）
- ④ 令和3年4月1日 改訂基準施行